

# 埼玉県食の安全・安心条例

(平成16年8月3日・埼玉県条例第46号)

(改正 平成26年10月28日・埼玉県条例第53号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第七条）

### 第二章 食の安全・安心の確保に関する基本方針（第八条）

### 第三章 食の安全・安心を一層高める事業取組（第九条・第十条）

### 第四章 食の安全・安心の確保に関する施策（第十一条—第十九条）

### 第五章 県民参画（第二十条—第二十二条）

### 附則

人は、生命と健康の源である食物を作り、多様な食文化を築いてきた。

今や、私たちは、世界の国々の様々な食材を入手でき、豊かな食生活を享受できるようになったが、一方、食生活の基本である食品の安全性が損なわれる事態が発生するなど新たな課題が生じてきている。この課題に挑み、その解決を図り、食の安全・安心を確保することは、私たちすべての願いである。

さらに、食の安全・安心の確保のため、将来に向けて、持続可能な循環型の食料生産など生産環境の保全に地球規模での視点を持って取り組んでいくとともに、豊かな食文化を継承し、未来に伝えていくことが、今、私たちに課せられている使命といえる。

埼玉県は、我が国最大の消費地である首都圏に位置していると同時に有数の農業生産県であり、また、多くの食品加工流通拠点を有している。こうした特色を持つ本県において、私たちが食の安全・安心の確保に関して、それぞれの立場からその責務及び役割を果たす意義は、極めて大きい。

ここに、私たちは、人の生命をはぐくむ食と農に対する理解を基礎として、食の安全・安心を確保することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、食と農に対する理解を基礎とした食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食の安全・安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策について基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康を保護し、及び食生活の安定に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食と農 食品の生産を目的とした植物の栽培等又は家畜若しくは魚介類の飼養等に係る人の営み並びに食品の生産から消費に至る行程及びその結果生ずる食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）等に係る一連の活動をいう。
- 二 食品 すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）をいう。
- 三 生産者 食品の生産を目的とした植物の栽培等又は家畜若しくは魚介類の飼養等を業とする者をいう。
- 四 農林漁業関連事業者 生産者及び肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う者をいう。

五 食品等事業者 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三条第一項に規定する食品等事業者をいう。

一部改正〔平成二六年条例五三号〕

（基本理念）

第三条 食の安全・安心確保は、県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者において県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心確保は、科学的知見に基づき、県が適切に施策を講ずることにより、行われなければならない。

3 食の安全・安心確保は、食と農に対する理解を基礎とし、県、農林漁業関連事業者、食品等事業者及び県民がそれぞれの責務及び役割を踏まえ、相互の信頼の下に取り組むことにより、行われなければならない。

4 食の安全・安心確保は、食と農に対する理解を基礎とし、食の安全・安心に関する県、農林漁業関連事業者及び食品等事業者における積極的な情報の公開並びに県、農林漁業関連事業者、食品等事業者及び県民における意見の交換等による情報の共有及び共通認識の形成をすることにより、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、食の安全・安心確保のため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、食品の生産から消費に至る一連の行程の各段階に応じ、適切に施策を講ずるものとする。

（農林漁業関連事業者及び食品等事業者の責務）

第五条 農林漁業関連事業者及び食品等事業者は、基本理念にのっとり、食の安全・安心確保に関して第一義的な責任を有していることを十分認識して、事業活動を行わなければならない。

2 農林漁業関連事業者及び食品等事業者は、基本理念にのっとり、食品の表示が食品を選択する際の重要な情報であることを十分認識して、県民の信頼を損なうことのないよう万全の注意及び責任を持って、食品の表示をしなければならない。

3 農林漁業関連事業者及び食品等事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の公開に努めなければならない。

4 農林漁業関連事業者及び食品等事業者は、基本理念にのっとり、食の安全・安心を一層高める事業取組を行うよう努めるものとする。

5 農林漁業関連事業者及び食品等事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する食の安全・安心確保に関する施策に協力しなければならない。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心確保に関する知識と理解を深めるとともに、県の施策に対し意見を表明する等自ら参画して食の安全・安心確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（環境への配慮）

第七条 食の安全・安心確保を推進するに当たっては、県、農林漁業関連事業者、食品等事業者及び県民は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

## 第二章 食の安全・安心確保に関する基本方針

第八条 知事は、食の安全・安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な施策を明らかにした方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 食の安全・安心を一層高める事業取組

（食の安全・安心を一層高める農林水産物の供給）

第九条 生産者は、自らの事業取組が県民の食品に対する安心感に影響を及ぼすことを十分認識して、関係法令を遵守することはもとより、一層安全性及び安心感の高い農林水産物を供給する事業取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、次に掲げる生産者の行う事業取組を推進するための施策を講ずるものとする。

- 一 知事の定める食の安全・安心を一層高めるための生産方式に準拠した事業取組
- 二 生産に関する情報の記録を積極的に公開する事業取組
- 三 農地の本来有する生産力の維持増進及び良好な生産環境の確保により、農薬又は化学肥料の使用量を低減させる生産方式による事業取組
- 四 その他食の安全・安心を一層高める事業取組  
(食の安全・安心を一層高める食品の供給)

第十条 食品等事業者は、自らの事業取組が県民の食品に対する安心感に影響を及ぼすことを十分認識して、関係法令を遵守することはもとより、一層安全性及び安心感の高い食品を供給する事業取組として自主的な衛生管理、品質管理等を行うよう努めるものとする。

2 県は、次に掲げる食品等事業者の行う事業取組を推進するための施策を講ずるものとする。

- 一 知事の定める食の安全・安心を一層高めるための衛生管理方式に準拠した事業取組
- 二 生産、加工等の各段階における情報の記録を積極的に公開する事業取組
- 三 その他食の安全・安心を一層高める事業取組

#### 第四章 食の安全・安心の確保に関する施策

(一貫した指導、監視及び検査の体制の整備)

第十一条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品の生産から販売に至る一連の行程に対する一貫した指導、監視及び検査の体制を整備するものとする。

(適正な食品の表示の確保)

第十二条 県は、適正な食品の表示を確保するため、関係法令の総合的な運用を図るとともに、必要な施策を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十三条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、県民、農林漁業関連事業者及び食品等事業者に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(危機管理体制の整備)

第十五条 県は、食の安全・安心の確保が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に迅速かつ適切に対処するため、必要な体制を整備するものとする。

(食育等による知識の普及啓発)

第十六条 県は、食の安全・安心の確保に資するため、県民に対し、食の安全・安心に関する事項、食と農並びにその地域的及び文化的な態様に関する事項等に関して積極的に食育を推進する等、食の安全・安心の確保等に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(国等との連携等)

第十七条 県は、食の安全・安心を確保するため、国及び他の地方公共団体との情報の交換及び連携協力を図り、広域的及び効果的な取組を推進するものとする。

2 県は、食の安全・安心を確保するため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体に対し意見を述べ、又は要請等を行うものとする。

(関係団体との協働)

第十八条 県は、消費者、農林漁業関連事業者、食品等事業者等の団体と協働して、食の安全・安心の確保に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

(施策の公表)

第十九条 知事は、毎年、食の安全・安心の確保に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

## 第五章 県民参画

(県民の意見交換の促進等)

第二十条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民の意見の県の行う施策への反映及び関係者の相互理解を目的として、消費者、農林漁業関連事業者、食品等事業者、学識経験者等における意見の交換を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の提案)

第二十一条 次に掲げるものは、県に対し食の安全・安心の確保に関する県の行う施策に関し、提案をすることができる。

- 一 県内に住所を有する者
  - 二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- 2 前項の規定による施策の提案（以下この条において「施策の提案」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した提案書を提出しなければならない。
- 一 施策の提案をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - 二 施策の提案の内容及び理由
  - 三 施策の提案の年月日
- 3 知事は、施策の提案があつたときは、当該提案をしたものに対し当該提案に対する見解等を明らかにするとともに、これを公表するものとする。

(危害情報の申出)

第二十二条 食品の安全性の確保が損なわれる事態が発生したと認められる情報又はそのおそれがあると認められる情報を入手した者は、知事に対し当該情報について適切な対応をするよう申出をすることができる。

- 2 前項に規定する申出をしようとする者は、当該申出の根拠となる食品等を提示するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その結果に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成十六年九月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十八日条例第五十三号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。